アンケート総回答数 170

法科大学院集計

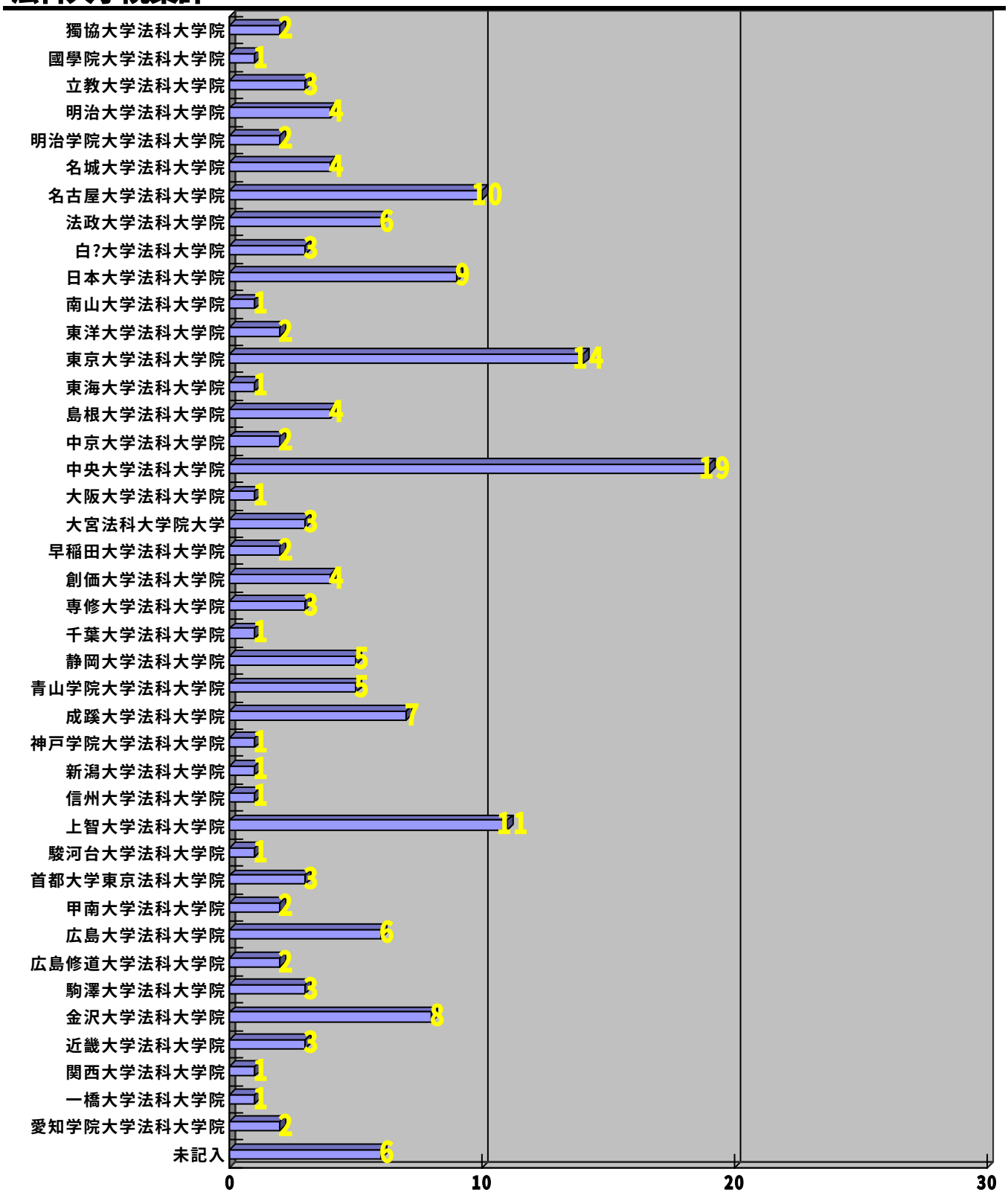

入学年

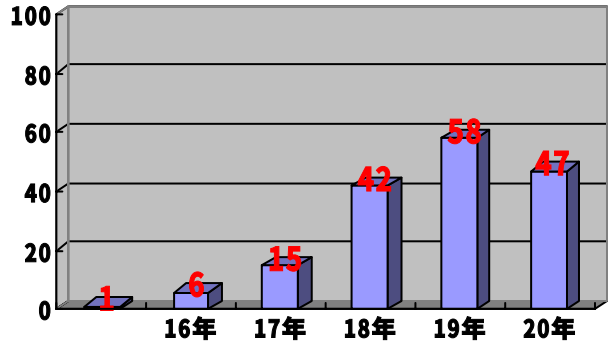

卒業年

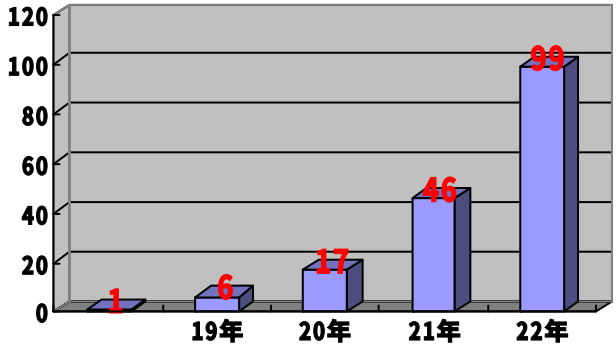

在学年数集計

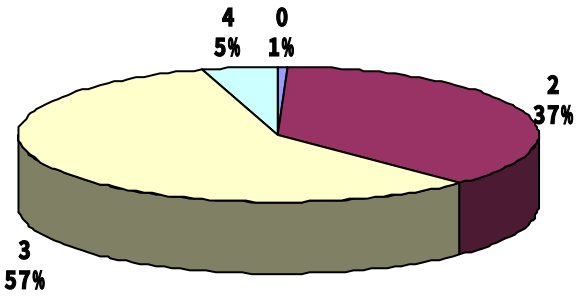

受験回数

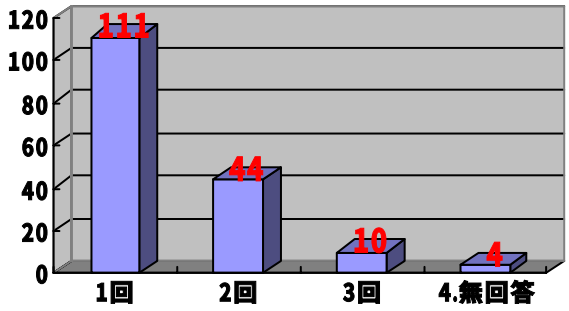

コース集計

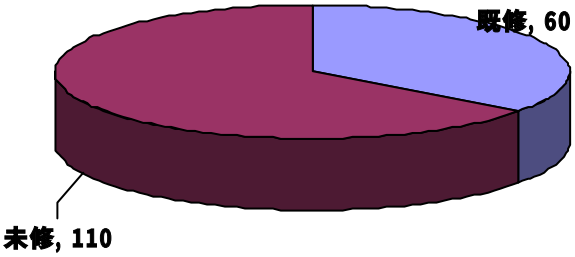

(2) 短答式試験についてのご意見

(2) a　問題の量について

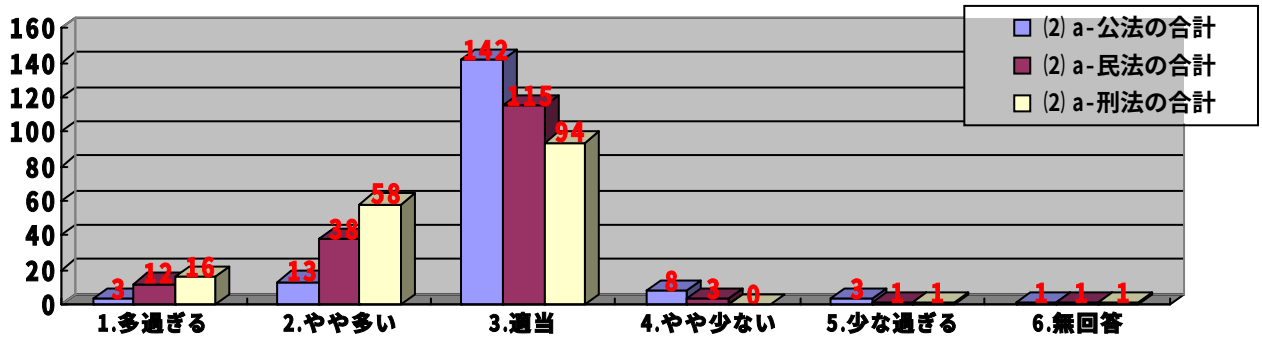

(2) b　問題の難易について

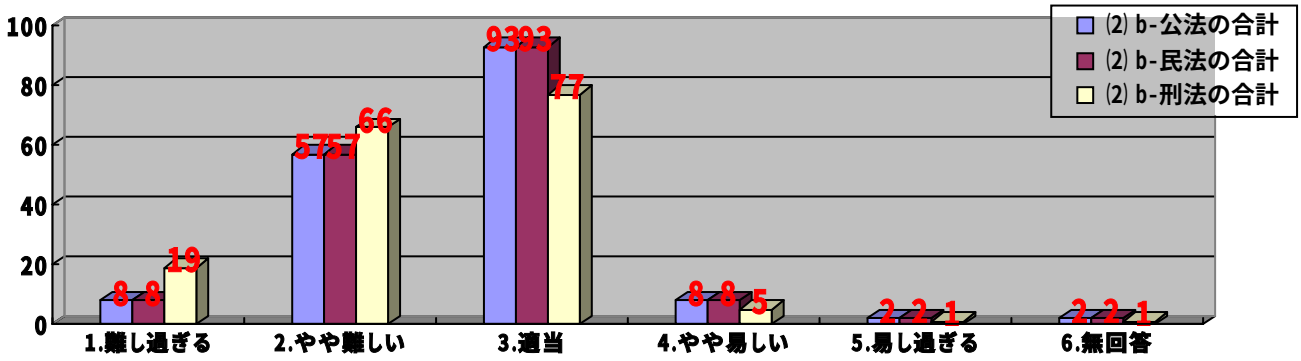

⑵ c　法科大学院で学ばない条文や裁判例の知識だけを問う問題がどの程度ありましたか

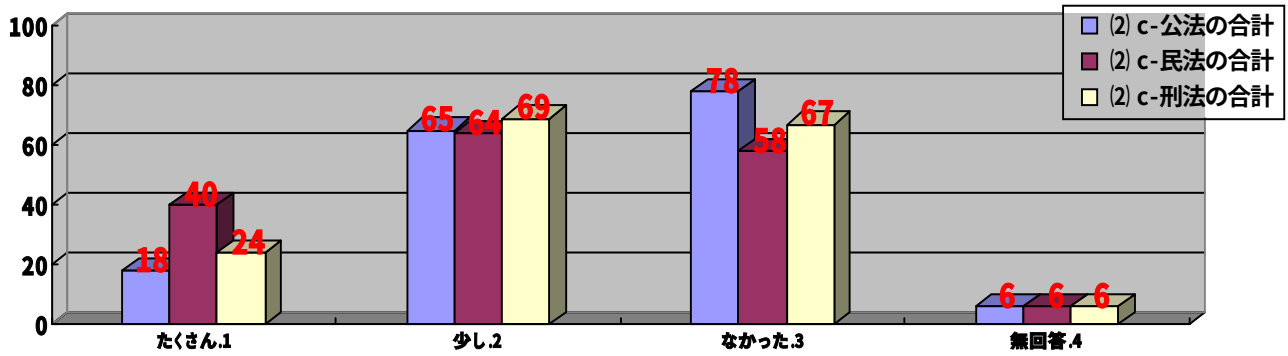

(2)-c公

直近の重判掲載判例
覚えていません。
選挙権と平等
判例の細かい言い回し
学ばない」というよりも、ロースクール自体は短答対策を学生にゆだねており、また網羅的に授業することを想定していないため、自分でやらざるを得ない。例えば刑訴、証拠調べ請求の順序は学生個人が学習すべきなのではあるが、模擬裁判という有効な指導があるものの履修人数等の限界から差が生じやすい。学ぶべきものである項目は、その旨教員がしっかりアナウンスするのが好ましいのではないか。
特に憲法は判例の反対・補足意見
内容の細かい点まで書く裁判例
短答では、すべての条文からの知識が問われていると思われ、すべての条文を法科大学院であつかうことは無理なので、ある程度授業で学ばない条文が出題された。
全体を授業ではカバーできないものと考える。
九大井上事件
天皇の国事行為、行政組織
行政組織
平成21年の判例
行政組織法
都市計画法に損失補償規定あるか
情報保護・公開法
憲法制定過程に関する問題
行政法では情報公開法か憲法では投票価値の平等
地方自治法250条の13
選挙訴訟の流れを問うもの（判例）
損失補償、行政主体等（ごく少数）
行政法はたくさんあった。
最新判例？
都市計画の詳細・被告の変更等
地裁判例（憲法），行政組織法
百選や重要判例解説に載っていない最新判例
憲法全般
議会の長に対する請求権放棄の議決
大学院でという条件付きであれば、「たくさん」になる。大学院では、百選レベルでも全ては教えきれないから。条文についても同様。
H21重判

人権

よく覚えていません。

卒業後に出た最新判例

平成21年度重判の判例

行政法全般の条文

(2)-c民

抵当権の執行の制度について

ロースクールでは基本的に新司法試験に関することは学ばせてもらえませんでした。

会社法の条文

会社法条文、商行為

会社法の細かい条文

学ばない」というよりも、ロースクール自体は短答対策を学生にゆだねており、また網羅的に授業することを想定していないため、自分でやらざるを得ない。例えば刑訴、証拠調べ請求の順序は学生個人が学習すべきなのではあるが、模擬裁判という有効な指導があるものの履修人数等の限界から差が生じやすい。学ぶべきものである項目は、その旨教員がしっかりアナウンスするのが好ましいのではないか。

会社法の細かいもの

あまり扱わない委員会設置会社とか

会社法の細かな知識を問うもの

会社法の委員会についての条文

会社法

会社法ののこまかい条文

会社法の機関の比較問題は条文自体学んだのかも知れないが、そこまで詰めていなかった。

短答では、すべての条文からの知識が問われていると思われ、すべての条文を法科大学院であつかうことは無理なので、ある程度授業で学ばない条文が出題された。

全体を授業ではカバーできないものと考える。

催告、遺言、会社法（●●●●会社の●●●●）

形成権を問うもの

正確に指摘できないが、今年は会社法で分らない問題が非常に多かったので、おそらく普段扱わない条文等が問われていたものと思われる。

会社法

商法総則・手形・小切手分野

たくさん

計算書類等の種類・内容、電子公告

11、44、46、53問

商法の条文、会社法の規則等。

会社分割に関する商法分野の問題

会社法

書記官について

会社法全般

会社の公告

会社の機関に関する細かな条文

会社の公告方法を問うもの（条文）

社債

民訴の判例が多すぎて全部はやっていない

細かい択一知識

会社法があまりに細かすぎる。

手形･小切手･委員会設置会社の計算書類等の商法の多数

会社法は全般的に細か過ぎると思う。

合併や上訴手続など授業では手薄になる部分からの出題が多かった

特に会社法の細かい条文

根保証

会社法における細かい条文多数

会社法の計算書類の条文や公告の条文

会社法、民法の親族･相続全般

民訴の手続、執行保全

民事執行法

商法は、全般的に出題範囲となった「新株予約権」や「株式」といったテーマは扱ったものの、実際に問われた詳細な肢については授業では大半がカバーされていないと思います

会社法系の細かい条文の知識が多かった

民法、親族･相続、総則の始めの方、会社法の細かい条文

大学院でという条件付きであれば、「たくさん」になる。大学院では、百選レベルでも全ては教えきれないから。条文についても同様。

会社法の細かい条文

会社法の条文

会社法

会社法

会社法細かすぎる

よく覚えていません。

会社法に散見

会社法の「計算等」の条文

商法、会社法全般の条文

新株予約権、計算、組織再編の条文

(2)-c刑

刑事訴訟法規則についての出題

少年法はやってません。

覚えていません。

少年審判

少年法

手続系（刑訴）全般

少年法

刑事訴訟の手続

証拠調べ手続の順番

短答では、すべての条文からの知識が問われていると思われ、すべての条文を法科大学院であつかうことは無理なので、ある程度授業で学ばない条文が出題された。

全体を授業ではカバーできないものと考える。

被害者参加、証人尋問

管轄

刑訴手続

少年事件

裁判員裁判、被害者参加

少年法、裁判員関係

少年法

少年法、証拠調べの手順等

刑訴法の手続部分

13、19、30問

刑事訴訟法の証拠調べの手続等。

少年法・公判前整理手続

少年法

少年法

証人尋問の中での書面の利用方法を問うもの

被害者参加制度

少年事件・証人尋問・背任・略取誘拐・罪数等

少年法

手続的な問題が多く出されていた。

特に刑訴規則の条文（模擬裁判でやることはやりますが）

少年法の問題

少年事件について

刑法全般

少年法

刑訴の手続

刑訴法：保釈，被害者参加少年法

刑法の偽造や背任罪や財数については問われている肢まではカバーされていません。刑事訴訟法も異議や証人尋問や被害者参加制度・少年事件・前科の扱いは授業ではカバーされていませんでした。

刑訴の短答が細かかった

少年法

刑法、電磁的記録に関する条文、刑、刑訴・手続の細かい条文

大学院でという条件付きであれば、「たくさん」になる。大学院では、百選レベルでも全ては教えきれないから。条文についても同様。

少年法

捜査

よく覚えていません。

証拠調べの順序に関する条文（第31問）

(2)-d 法科大学院教育とかけ離れた出題がありましたか

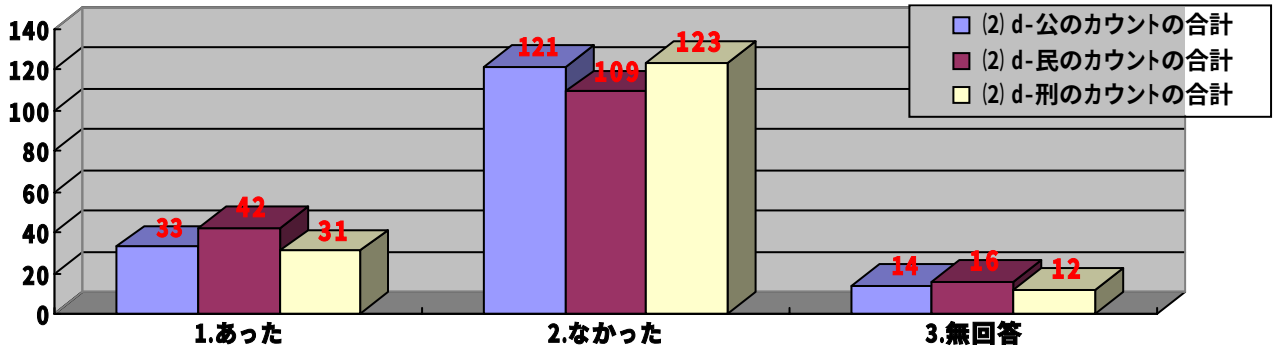

⑵ d-公

ありすぎて困る
パターナリズム
住民訴訟について
統治全般
条文については、大学院であまりふれていない。
単に六法開けば判明するような問題が、現代においてはたして必要か。
地方自治法、授業等で全く取り扱っていない
行政法（住民訴訟、行訴法からの出題がなかった）
住民訴訟
判例の言い回し
憲法制定過程に関する出題
情報公開法等
地方自治に関する問題（行政法）
住民訴訟は全くやらなかった
憲法
法科大学院の授業で扱わないないし扱う時間がない範囲からの知識。結局学生が過去問を勉強し求められるレベル・知識量を把握して自分で対策するしかない。
参議院の議員定数のような細かい知識を問うもの
憲法が細かすぎる（判旨）
行政組織(40問)
地方自治法・行政組織法
行政法、問題内容からして、知識を聞いているわけではないと思うが。出題の意図が不明である。
住民訴訟（※地方自治法の条文）
憲法について、ほとんど細かかったり、意図がわかりにくい。会社法をはじめ商法が難しすぎる。
行政法の出題
第13問。解けないことはないが、天皇についてのロースクールではほとんど触れられない細かい問題。

⑵ d-民

ありすぎて困る
会社法の細かい条文
会社法の細かい条文
会社法か細かかった印象

会社法の細かな知識を問う出題

会社法全般

条文については、大学院であまりふれていない。

単に六法開けば判明するような問題が、現代においてはたして必要か。

民訴、設問、小問

親族･相続

商法総則はまだしも，手形･小切手を2問出題するのは疑問がある。実務家には必須とは思うが，短答でその知識を問うことに意義があるのか，疑問である。

商法、細かい知識、推論で問けない

手形･小切手法

商法の条文

会社法

会社法の細かい条文知識

会社法の条文の細かい知識

商法（第５１－５３問）

会社の機関に関する細かな条文

そもそも法科大学院では短答向けの教育はしないし時間的に無理。短答の条文判例知識は学生が自分で勉強するほかない。そして会社法などは細かすぎる。

手形･小切手

会社法の細かすぎる出題

会社法の細かい条文知識の暗記

会社法の範囲が広すぎる（条文）

監査役･監査委員の異同(44問)、社外取締役、社外監査役、会計監査役の移動(45問)、委員会設置会社における計算書(46問)、会社の広告(50問)：商法全般が大学院の授業を大幅に超えており、細か過ぎました。

商法総則商行為は，問題数が減ったものの，法科大学院であまり勉強しない内容である。

商法は全体的に問われているテーマは法科大学院教育に沿うものでしたが、多くの肢の内容が細かすぎてかけ離れていたと思います。

会社法の知識が細かすぎる

会社法の細か過ぎる知識問題

会社法･商法の問題は、細かい知識を問いすぎている。

細かい条文知識を問うような出題

(2) d-刑

ありすぎて困る

少年法

第31問

刑訴が実務的知識が多かったように思う

実務的すぎる問題

少年法

罪数、●●●●●●、倫理関係、弁護人の●●、少年事件

刑事訴訟法全般

条文については、大学院であまりふれていない。

少年法関係（短答最後の問）

単に六法開けば判明するような問題が、現代においてはたして必要か。

少年法は，選択科目ですらないので，短答で問うことは疑問がある（逆に，展開科目等で選択していた受験生が有利になる）。1問だけなので許容できるが，このような出題は不適切と思う。

少年法

少年事件の処理を問うもの

公法同様。

少年事件･略取誘拐･共犯者の自白･管轄のようなパズル問題

少年法

刑法の科刑

管轄の有無を判断する基準(37問)

刑事実務に関する問題が，法科大学院で扱う内容を超えている気がした。

パズル問題や罪数や前科･少年事件など

少年問う問題

第19、25、28、31、33、37問。ゼロ解答問もあり、あまりに細かい問題。

(3) 論文式試験 (必須科目) についてのご意見

a　出題形式は適切か

(3)a-公法系

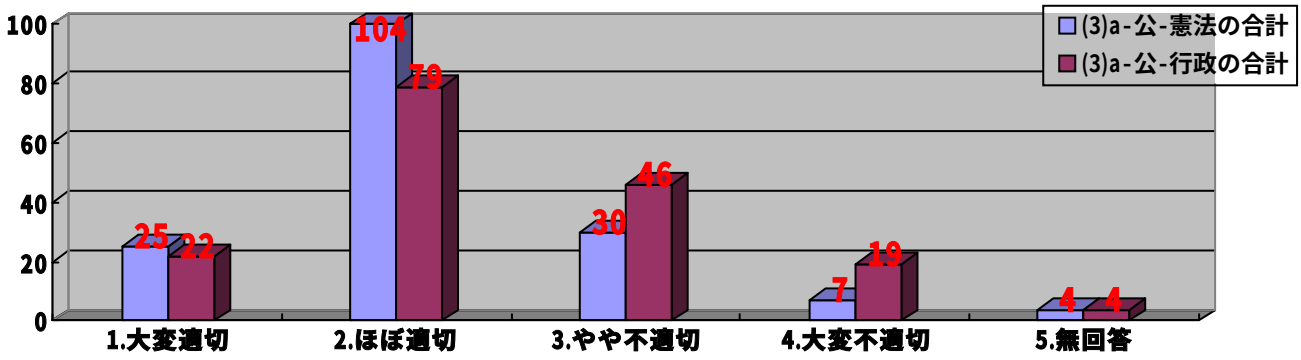

(3)a-民法系

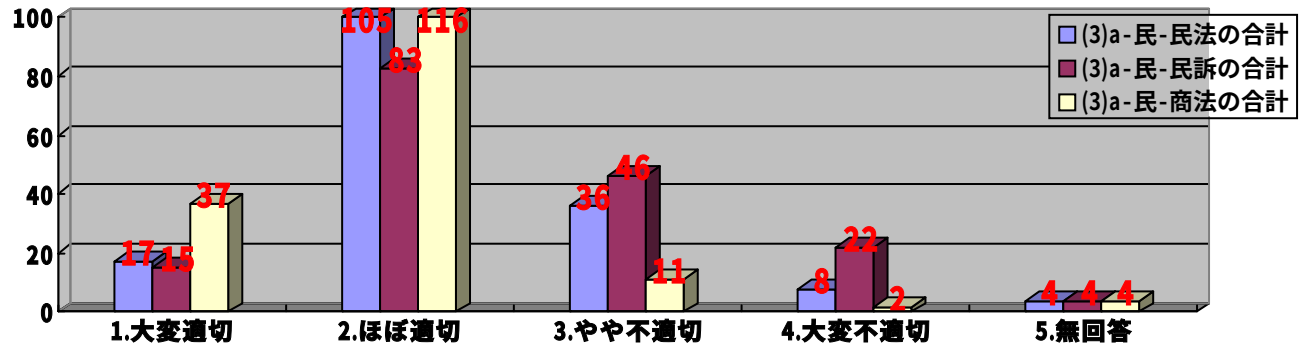

(3)a-刑法系

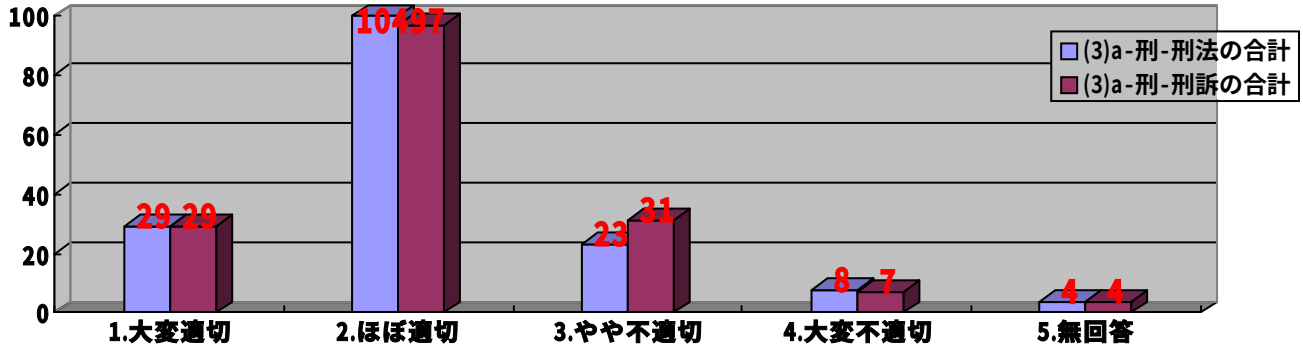

(3) 論文式試験（必須科目）についてのご意見

b　問題事例の設定について

(3)b-公法系

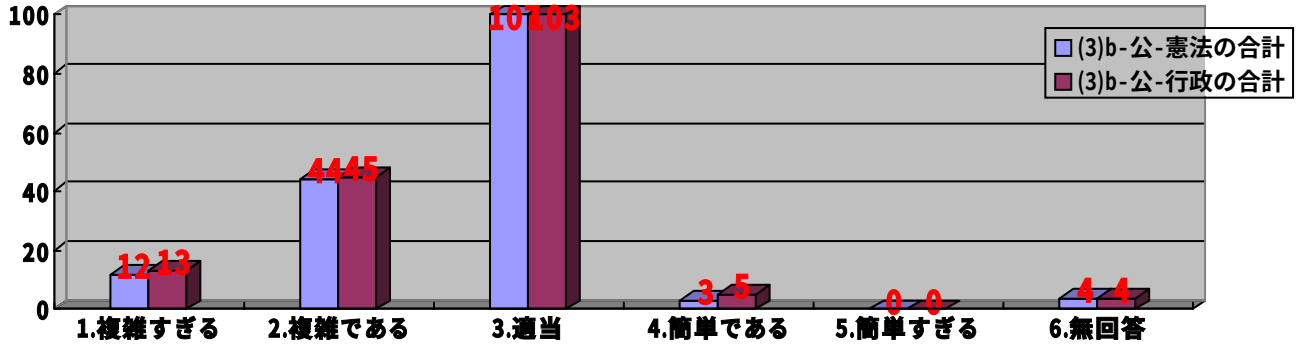

(3)b-民法系

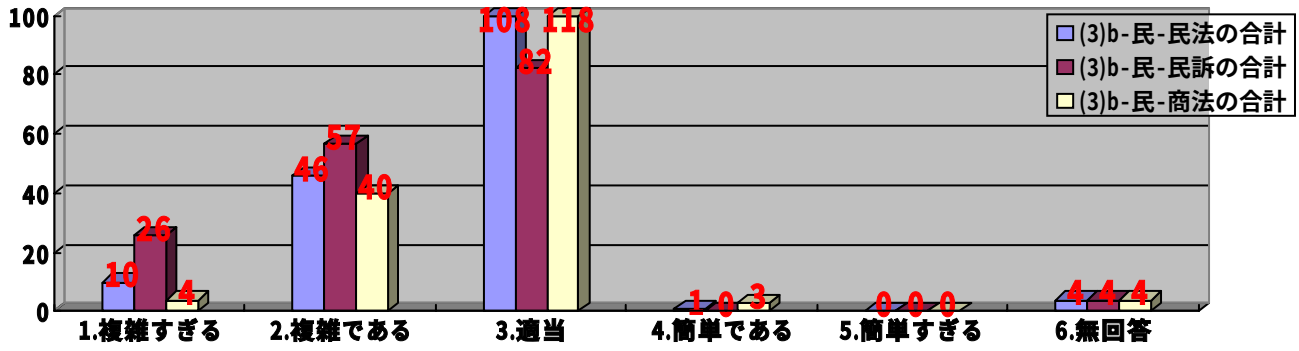

(3)b-刑法系

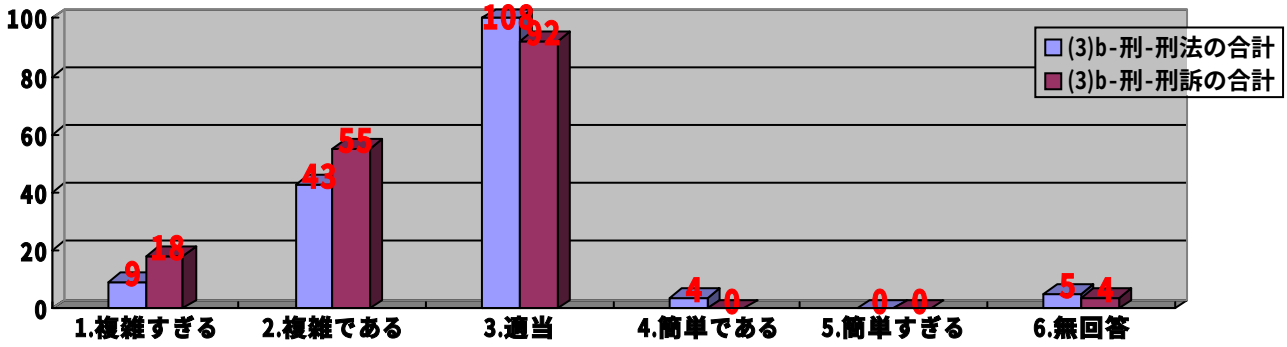

(3) 論文式試験 (必須科目) についてのご意見

c 論点の数について

(3)c-公法系

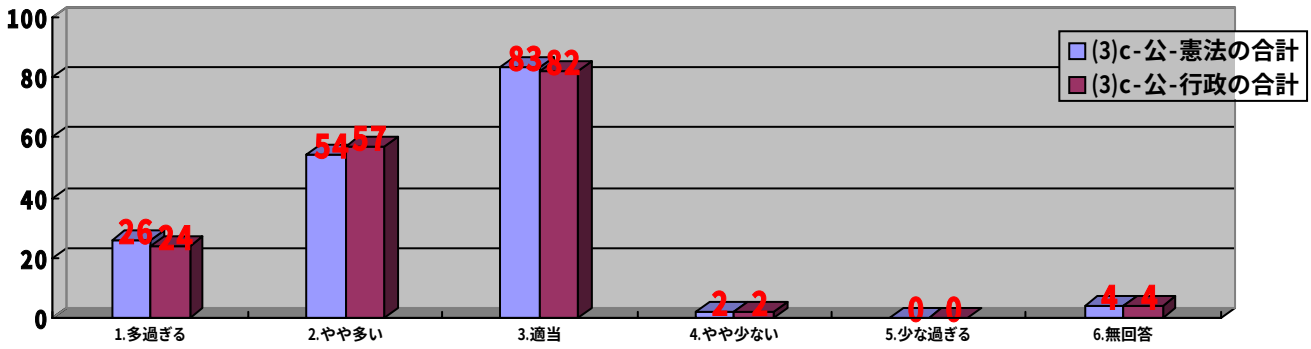

(3)c-民法系

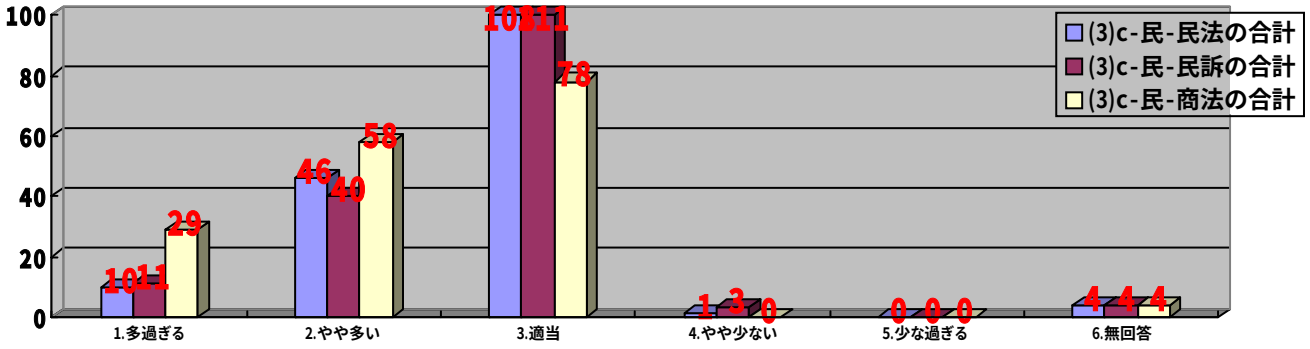

(3)c-刑法系

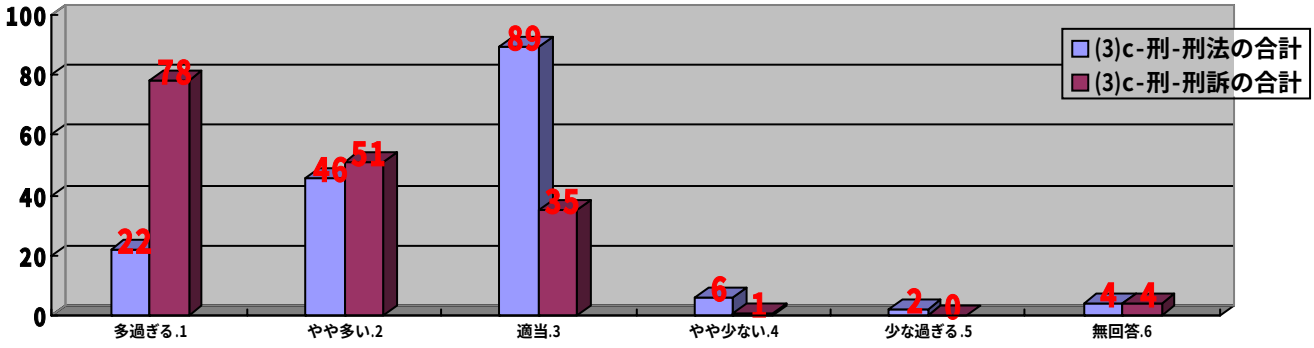

(3) 論文式試験 (必須科目) についてのご意見

d　問われている論点は法科大学院で学んだものでしたか

(3)d 公法系

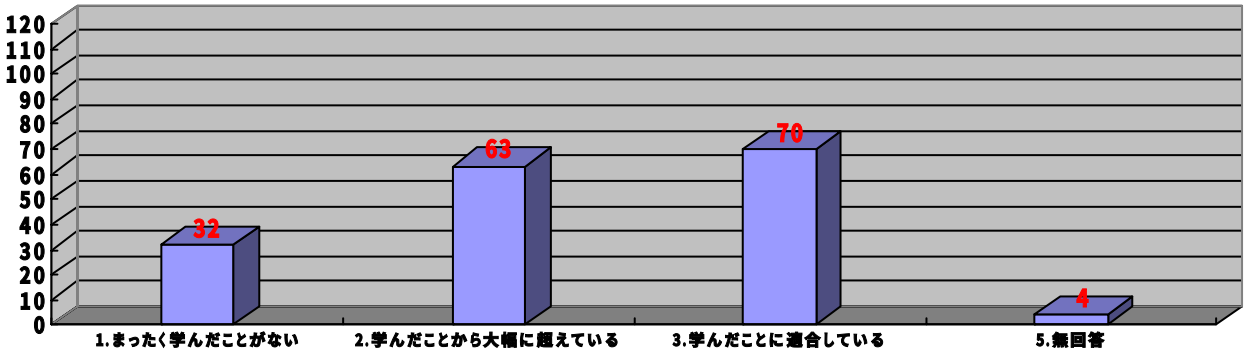

(3)d 民法系

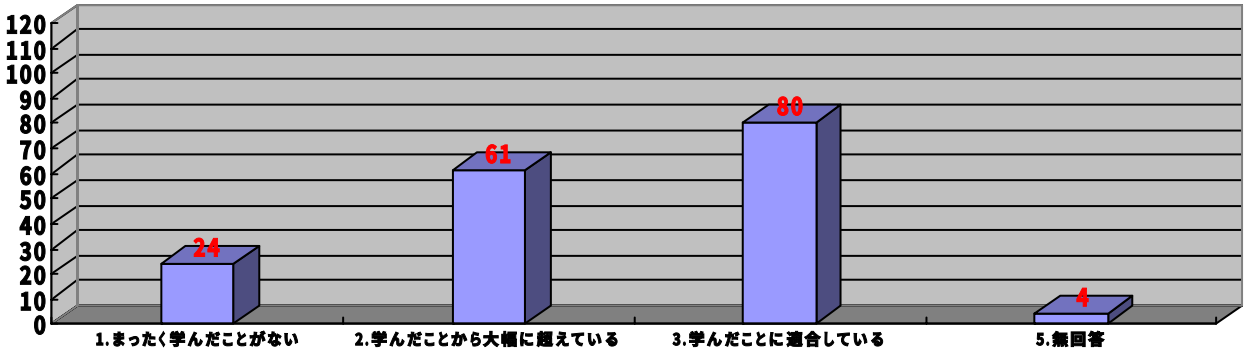

(3)d 刑法系

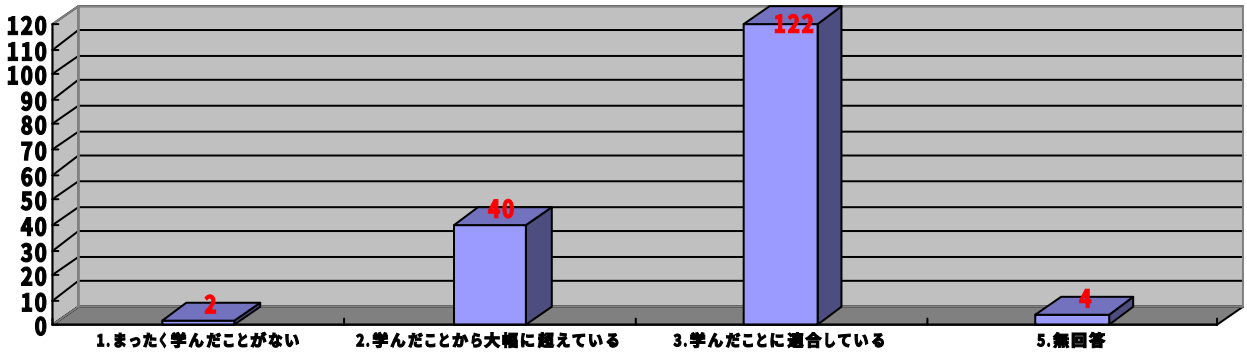

(4)論文試験についての意見
(4)受験科目集計

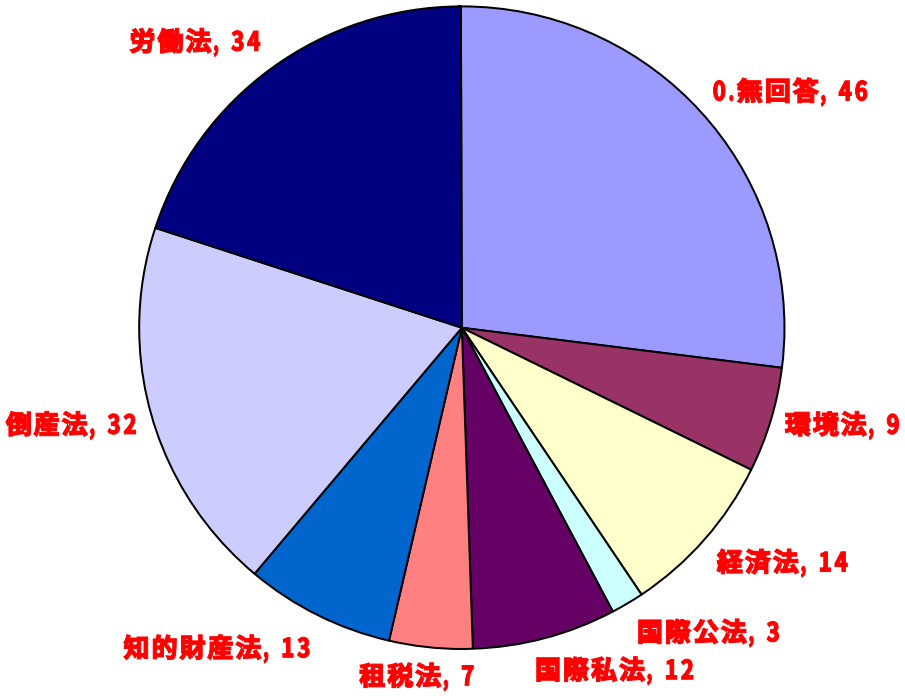

(4) 科目	(4) 意見
環境法	オーソドックスな事を問う良問であったと思います。
	出題形式･問題事例の設定については、とくに問題はなかった。ただ問題はやや難しかった。
	適切な問題だったと思う。
	適切だと思います。
	基本に忠実な出題である。その意味で適切なものであった。
	今年は、設問2で行政訴法から問われ、問題等がやけに多くなっている。時間切れになってしまった。いつもとちがい、参考資料がついていないので、わかりにくかった。　瞬時に問題文のきいていることを読み取れない。法律上の問題点というと受忍限度論、要件事実論（回収関係分割アプローチなど）は含まれるのか、どこまできいてくるのか、とらえにくかった。※問題としては良問である。しかし受験生の能力からすると、4時間位は解答時間が必要である。
経済法	基本的なことを問う出題であったように思われる。難易度がやや低いように思われ、他科目との調整が気になる。
	適切な問題であり、法科大学院において学ぶことに適合していた。
	適切であった。
	今回受験した論文式試験の科目の中で、分量、難易度、形式、全てにおいて、もっとも適切であった。
	基本的な出題であったと思います。ただし、第1問についてはどこまで書けばよいのかがややわかりにくいです。
	改正したばかりとあって、問題も例年に比べると法科大学院で学んだ内容に素直なものであったように思います。
	昨年の第1問に問題があるとの指摘が一部に存在したのを受けて、改善したのではないかと思う。おおむね良好な問題だと思う。
	今年は2008、2009に比較して一番適切な出題であったと思う。ただ、二問目はやや簡単すぎて差がつかないのではないかとは思う。2008年は細かすぎ、分量多過ぎで多方面から相当な批判が寄せられていたが、まさにその通りの不適切な出題だったと思う。2009年はかなり改善されて、批判されていたほどの不適切さはなかったと思うが、「付加的な事情も考慮して」などの問い方はどこまで付加してよいのか全く分からず、かなり不適切だったと思う。それらに比して今年は特に形式、内容とも特に問題がなく、かつプレテスト、2006、200
	基本科目でないにも関わらず、求めているレベルが相変わらず高い。論文でしか能力をはかる機会がないため、試験委員が気合いを込めていらっしゃるのは分かるが、受験生はそこまで手が回らない。
	適切であった
	オーソドックスな問題だった。
	問題文の分量は昨年度と同様で、適切だったと思う。内容は応用的だったが、既存の知識とバランスのとれた難易度だった。 答案用紙枚数が各問4頁では足りない。
国際公法	国際公法の基本的思考を問う問題で良問だと思う
	適切であった。
	法文に掲載する条約等を増やし、もっと複雑な問題にしてもよいのではないか。

(4)科目	(4)意見
国際私法	
	妙な引っ掛けもなく(ないように思われ)全科目中で最もスッキリと解答できました。
	もう少し問題文が長くてもいいと思います。
	今年はウィーン条約が出題されたが、初見ゆえ難しかった。
	適切な内容であったと思う。
	国際取引法の分野に関して出題の意図がわからなかった。ただ単に条文を探して当てはめるだけなら簡単すぎるし、あの中に他に問題点がるとすれば思いつけない。国際私法分野も単に条文に当てはめれば問題が解決する事案であるのか他に問題があるのか不明だった。条文の趣旨等を答えさせたかったら、そのように設問の設定の仕方を工夫すべきではないか。論文指導がなされていない法科大学院生にとって、趣旨等を書くのが当たり前と思ったら大間違いである。きちんとした論文を書けるようにするには論文の書き方に対する一定の指導も必要であると思われ
	簡単すぎる
	難易度、出題範囲ともに適切だったと思う。
	問題として適切だった。
租税法	
	選択科目に費やすことができる時間を考慮すると、マイナーな分野からの出題は不適切ではないかと思われる。
	そもそも選択科目の試験が必要なのか疑問です。年度によって出題論点の難易度のバラつきがあるように思う。(重ならないようにどんどん細かい論点を聞くことになってしまうのか心配)
	設問1については、例年と同様の形式で、いい問題だと思いました。設問2については、単に現場思考を問う問題となっており、普段の勉強によりまかなえるものではなかったと思います。社会人経験のある方の方が有利になると感じました。
	設問2はロースクールや、基本書ではほぼ扱ったことがないものであり、あまりに運に左右されてしまいそう。(何も考えずに書ききった人間が勝ってしまう)
	法人税の論点が少なく、明確であるのは良い。続けてほしい。
	今回の租税法の青色申告の問題は実務を経験した立場からは良問と考えるが、法科大学院のカリキュラム上適合しているかという点では疑問である。
知的財産法	
	出題意図が分かりにくい。今年はヒアリングや採点実感がでていないが不親切である
	良問だと感じました。
	もう少し基礎的なことを問う問題にしてほしい。
	基本的だが難しい問題を感じた。
	適切である。
	特許法、著作権法ともに、条文や理論をしっかり理解していれば、答えられるものであったと思う。ただ、特許法の設問1の問題文はやや読みにくいと感じた。
	全体に良い問題だったと考える。ただ、均等論を中心に出題するのは、やや偏っているように思われる。
	小問が多く、充分な解答時間(起案時間)がない。
	過去の科目足切りのデータ等からも明らかだが、難易度が高過ぎる。知財は倒産法と並んで出題範囲が厖大なのに、このような出題が続けば、公平性を欠く。例えば環境法は学習知識が上記2科目の1/10といわれている。
	特許法については，非常に有名な論点が正面から聞かれてきたので，例年に比べて解答しやすかったと感じた。逆に著作権法は，メジャーな条文の問題以外に論点らしい論点が見当たらず，かなり不安な解答となった。
	選択科目はなくてもいいのでは？科目によって難易度も異なるかもしれないし、合否に影響しないとも言い切れないから、公平に欠けると思う。
倒産法	
	誘導があったため、誤答を回避することができた。
	今回試験の中で最もバランスがよく、問題の量も適切だった。
	処理する量は多いが、問題は難しくない。
	民事再生法までカバーすることは困難ではないかと思っています。破産法のみの出題としても良いのではないでしょうか。
	問題量は適当だが中身は難しい
	一部、問題が漠然としていて、何を問われているか判断しにくい問いがありました。
	基本的な問題でした。
	問われている内容についてしぼるのが難しい設題になっていると感じた。
	知識偏重という印象を受けた。
	全体的に、難易度は適切である。(問題文の長さも含めて。)
	倒産法は設問2のような範囲まで要求されると、カバーする範囲が膨大となり、選択科目としては負担が大きいと思います。また、答案用紙の枚数の割りに設問が多いので、どの程度の解答を求められているのか分からないです。
	基本的な問題と発展的な出題とのバランスがとれていると思う。ただ，出題意図が判然としない問いもあった。思考力を試す問いとしては，もう少し問題文を明瞭にして欲しい。
	やや難しかった
	問題形式、レベル共に適切だったと感じる。やや時間が不足した。
	基本科目を比べると比較的素直だと思う。
	知識を問う問題と応用力を問う問題のバランスがとてもよかったように思います。
	まだ出題の趣旨等発表されていないので何とも言えないが、基本を踏まえた出題であったと思われる。
	適当
	倒産法は総じて適切な問題だったと思います。
	法科大学院の選択科目という位置付けのカリキュラムでは、今回の問題のように幅広く問う問題には対応できていないと思います。
	1問目破産法　2問目民事再生法　いずれも、質･量共に適切であり、単に知識だけでは解けない設問もあり良問だったと思います。
	破産法、民事再生法の学習において、一般に重要とされる分野から満遍なく出題されたと思う。倒産法の問題は、受験生が日々どれだけ努力してきたかが適切に反映されるものだったと考える。
	例年に比べて、問われていることがやや複雑だと感じた。

(4)科目	(4)意見
労働法	
	今回の試験は，選択科目の中で労働法が最も問題の頁数が多かった。他の科目の難易度は知らないが，問題の分量によって科目間で差が出ないような出題を望みたい。
	・非常に基本的でよい問題と受験生として感じた。・もう少し、論点をへらしていただきたかった（理解より時間配合にやや偏重ぎみかなと感じた）
	事業譲渡と雇用関係については初見であり、大変困った（第1問）。教科書でほぼ触れておらず、選択科目の難易度として、他科目よりも上ではないか。 内容は適切と思うが、他の科目に比べ書く量が多いのではないかと思う。また、範囲が他の法（ex国際私法／国際公法など）と比べ広いように思われる。
	知識偏重ではない現場で考えさせる問題であり適切だと思います。ただ、他の選択科目に比べて負担が大きいです。
	個別と集団とで第1問、第2問を区別して出題されてきた傾向がやや変化してきているように感じました。 論点は、法科大学院で習ったこと又はその応用に留まっていたと思う。分量も、3時間で解ききれる量だったと思う。結論がどうなるかについては、法科大学院教育では学ばないことだが、それは実務家となったときの楽しみでもあるので、現状でよいと思う。
	解答用紙が1問4枚というのが少ないと思う。失敗した時に困るので、もう1～2枚増やしてほい。
	他の選択科目に比べて、問題文が長い。答案用紙を1問4枚に限定すると、足りなくなるのでやめてほしい。 論点が多すぎる
	答案用紙を5枚ずつにしてほしい。
	科目による問題頁数の差を少なくしてほしい。 適切だったと思う
	何を答えさせたいのか、もっとはっきりした問いにした方がよいと感じた。
	設問2つはいずれも良問と思う。設問1では企業変動（事業譲渡）を大枠にしつつも，基本的知識をうまく使えば，結論を導けると思う。設問2では，組合法をベースに，具体的救済を記載させた上で論点につき論述するというスタイルは，実務にも適合しているし，知識の定着度を問うのにも適当と思う。 やや適当
	判例百選の事案がモデルとされる傾向が強いのではないかと思った。

(5) 法科大学院の授業との関連

A　今回の試験を踏まえて法科大学院の授業のあり方を変更する必要があると感じられましたか。

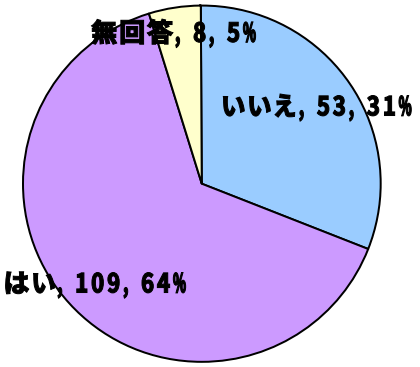

B　「はい」の場合、どのような変更が必要とお考えですか。具体的にお聞かせください。

1法理論的視点の授業をより充実した方が良い	*2実務的視点の授業をより充実した方が良い*	*3論述能力をみにつけるための工夫をした方が良い*	*4その他*
26	43	77	25

(5) その他具体的に

ソクラティックでは起案能力は向上しない。

もう少し司法試験を意識した授業をしてもらいたいです。

事案を処理･解決するというスタンスをもっと重視すべき。それと、あるロースクールでは検討する課題だが他のローではやらないといった差異が生じない工夫をさらに行ってもらいたい。

試験事件と論述（が求められている）の必要がある内容とのバランスが取れていない。事務処理能力を向上させる授業を考えるべき。

授業と試験が対応していない。（憲法、民法）

ロースクールでの授業は、まだ学説を重要視し過ぎているように感じます。

1年生の段階でキソを暗記させるくらいの勉強を強要するくらいした方がいい。三段論法の書き方、論点が条文解釈から出てくるものであることを徹底的にたたき込んでほしい。予備校本がだめとか言わなで、とにかく法律に対する抵抗をふっしょくしてほしい。

自主学習を多くさせてあげるべき。

事案を短時間で正確に把握する訓練が必要。判例演習では判例の文言･理由付けの理解で終わってしまい、射程を考える機会が足りない。事案演習･法適用の機会が足りない。例えば憲法での人権選択や行政法の訴訟選択など。

上記選択の内容が多義的すぎて、適切とは思えない。もっとも「自分の力で考える」という点を更に強調すべきとは思う。

昨年から公法系と民事系の問題が出身ローの授業のレベルと乖離していると痛感している。乖離の原因は答練等の練習が出身ローでは、ほぼないか稚拙なものにとどまっている点にある。相当程度の答案練習をしなければ本試験には対応できない。

制度趣旨を重視した基本重視の授業を行う

実務を意識した事業にすべき。

特に2年次以降において、基礎知識の応用力を鍛える訓練をする必要がある。憲法の論文に関しては、③が必須だと感じた。

上記はいずれも必要と思うが，特に①は昨年の試験から，より正面から問われるようになったと思う。

司法試験に合格していない学者先生の授業は、役に立ちませんでした。論文作成の練習をした方が良いと思ってます。事例演習本や判例百選の勉強を増やした方が良いと思います。

実際の裁判の手続や流れを学べるように、模擬裁判などは必修にした方がよい。択一試験に手続の問題が出ても、単に暗記したものをはき出すだけになってしまう。

時間管理能力を身につけるための工夫をした方がよい

民事訴訟法の講義で、既判力に関する論点がほとんど扱われなかったため、この点については完全に自学自習するほかなかった。せめて、各科目の全範囲をカバーしてもらいたいと考える。

②について、判例を素材に当事者双方の立場に立った実践的な授業(具体的な攻撃防御手法の検討)があれば良いと思います。③について、法的三段論法に沿った事案分析･検討能力を高める授業があれば良いと思います。

3年前期の授業では、先端的な事柄を多く扱い始めるモノが多いが（特に商法など）、もっと基本理論を扱った方が良いのではないか。

早く書く訓練が必要

公法以外は法律の基本の理解がなく応用問題を学び、森は語られたが、幹や枝を学ばず枝葉ばかり学んで、これが法律であると理解し、無駄な時間だった。基本を学んだ後に受講できたら満足できるな内容であったと修了後に自分で基本を学んだ後に実感した。一期未修ということもあり新司に対応できるような論述力は学べなかった。

民事系については、もっと、考えさせる問題を普段から解く訓練をしたい。

より基本を徹底して理解させる授業の充実が必要と考えます。

① 未修者に対しては、導入授業の充実が期待される。法解釈とはなんぞやといったような点が漠然としたまま学習が進んでいることを危惧する。法的三段論法すら意識されていないのが実際のところではないか。② 基本事項の習得の徹底刑法であれば、過失犯についてほとんど講義では触れられていないと思われる。未修コースであれば、1年次2年次配当の基礎科目での消化不良は後の発展的学習に響く。③ 総括の必要性論点又は判例を学ぶのであれば、論点の論点とされる由縁を授業では明示すべきである。問題点を自ら発見することは重要で

未知の問題を扱い、思考力を養う授業が必要だと思います。

条文から考えさせるクセをつけさせる授業の工夫が必要と思う。

書く機会を増やしていただきたいと感じた。また（●●ではなく）参考として、教授、実務家先生の起案をいただきたいと感じる。

授業でやる範囲内の択一の訓練もやらせてほしい。

もっと少人数のクラス編成にし、一つの事案を授業の中でみんなで一緒に考えて一つの結論を目指すというトレーニングをした方が応用力のアップにつながると思う。

おそらく③のように論述力を鍛える授業をやろうとすれば受験指導であるとして国から文句が出るのであろうが、大量の論述を時間内に適切に書きあげる能力が新司法試験で問われ、かつ回数制限のもとに過酷な競争試験となっている状況を考えれば、授業内で論述能力の練成は必須。学校では不十分だから予備校の答練や模試に何千人もの受験生が集まる。結局受験対策しなければ合格はできないとすれば、学校で不十分な部分は予備校で補うしかない。受験の実態も知らず受験指導を禁じたり、予備校批判ばかり繰り返すのは愚か。

過去問や出題趣旨・ヒアリングを踏まえて、司法試験の対策を意識した授業を行うべき。

未修1年次での法律基礎科目をもっと徹底すべき。本学では特に民事系の改善が必要と感じる。民事科目では教員間の連携もあまり感じられず、教える側の指針が見えにくい。

①と②のバランスのとれた授業及び全体のビジョンを法科大学院として明瞭にする必要があると考える。全体の授業が上記①及び②のいずれを主眼とするものか，全体のカリキュラムの中で，どのような位置づけを与えられたものなのかを明確にするとよいと思う。

1年生の必修基本科目(特に公法系)で大量の判例の原典を予習として学生に読ませるが(例：1回の講義で20個くらい)、授業では全部ではなく数個しか解説しない点(しかも、結局、百選の判旨に出てくるようなことしか解説されないことも多い。)。コスト・パフォーマンスに合っていないと思います。また、授業中、ある教授は判例の結論だけを言って、論理構造(理由付け)の解説をしないことが多い。判決文で理由が書いていない場合は、授業を真剣に受けるだけでは、論文で理由(論証)を書くことができません。また、法科大学院のカリキュラ

法科大学院では新司法試験対策がタブー視されているが，法曹養成教育機関である法科大学院としては，法曹養成試験である新司法試験を見据えた教育をすべきである。法科大学院教育も新司法試験も目指すところは同じである以上，双方相反するものではないはずであるし，むしろ双方の接続を強めるべきである。しからば，法科大学院勉強を十分にしていれば自然と新司法試験に対応できるような教育体制（法科大学院コアカリキュラムは全て網羅し，法曹としての文章の書き方を鍛える）を早急に敷くべきである。

新司法試験を意識した論述能力や実務的視点を身につけるための授業が必要だと思う。実務科目も司法試験とリンクしていないものが多く、それでは試験には活かされないと感じた。

実務的問題に取り組んできて、それに応じた準備をしてきたはずが、教科書の端々まで、短答ではなく論文対策をしなければならないのかと、非常に暗い気分になった。試験委員が受験生ではなく、予備校排除のみに向かっているようで、怒りを感じる。特に行政法は初見であり、民訴は誘導が理解不能であり、重い配点の割に現場で非常に困った。

全体的に、学校の授業をまじめにとり組むと、試験勉強としてマイナスになる。学校の成績と合否に相関関係がなく、学校の勉強を捨てて、受験対策をした人の方が有利になっている。それゆえ法科大学の理念からはずれるが試験に直接役立つ授業を増やさざるを得ないと考える。

応用や最先端の勉強は、ほとんどいらないと考える。基本を2年、もしくは3年、みっちりやり直すというスタイルにすべき。その中で、ソクラテスメソッドを実現する。基本だから議論が成立しやすく、口頭で言えることは答案にも書けるようになる。←もっとも、だらだらと言えるということではなく、端的に説明できるまで。指導するなり、助言しないと論文には生きない。

必修科目として地自法を入れるべき／商法単位数足りない。行政からの単位数の指定が不適切。

1.科目間の横の連絡、（時に憲法と行政法）、2.教員間のコミュニケーション

試験で扱う単元を授業で取り上げる必要がある。住民訴訟etc

ロースクールで行われている授業と実際の司法試験との間にかなりのズレがあることは否定できない。現状では学生はロースクールの授業以外にテスト用の別の勉強をしなければならない。ロースクールを「予備校化」するのはまずいので、テストの方の改善も必要と思う。

判例研究は、判旨の理解で精一杯になってしまい、他の（少しひねった）事例への応用が利きません。もっと教室で間違うことが許容されてよい形式にして頂きたいと思います。

基本知識の理解に加え、応用力も問われている。これをこなすためには、ついてこれない生徒はバッサリ切り捨てる必要があろう。

あくまで、現時点における個人的感想にすぎないが、ひっかけに、ひっかからないような、取組み、学習が大切なように思う。しかし、そんなことを大学院でするのが、ロースクールの正しい在り方であるかは、疑問である。

未修者に3年の期間は、無理があると思う。論述能力を身につける期間が、もう1年必要ではないか。

(6) 試験科目の適合性

(6)A 試験科目は現行のままでよいと考えますか、新しく加えるべき科目がありますか。

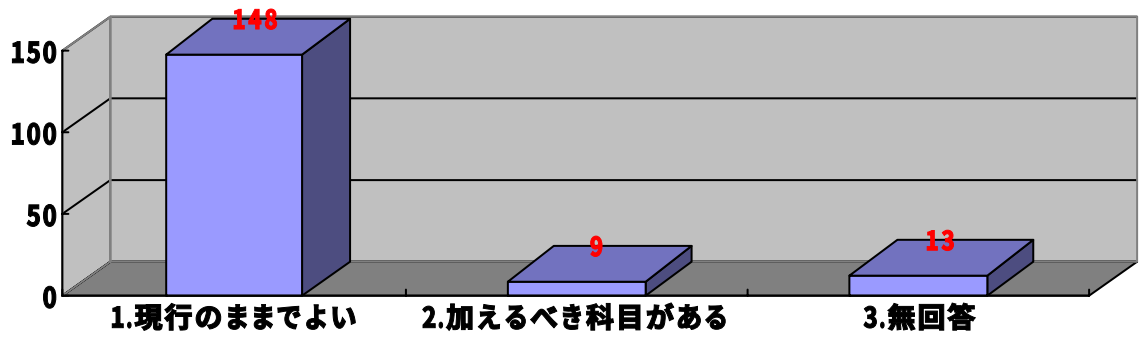

(6)B 追加すべき科目は

減らすべき
むしろ短答は憲･民形だけでいいのでは？と思う。未修者に負担が大きいので。
医事法or医療過誤法、金融商品取引法、社会保障法、エンタメ法、地方自治法
減らしてください。
刑事政策
試験科目は減らすべきです。行政法、選択科目は不要だと思われます。
試験監督員が毅然とした態度で、受験を気持ちよくできた。
憲法を試験科目とする必要はあるのか。
むしろ減らしてもよいと思う
むしろ減らすべき。択一は3科目でいいのでは？統治機構･親族相続･商法総則･会社法･刑事訴訟法･民事訴訟法など分野を絞るべきでは
消費者法や少年法，社会保障法
刑事政策、選択科目として導入されてもいいのではないかと思います。
受け控えの方が予想していたよりも多かった。
消費者法
法曹倫理（一般正常市民としてのルール、でもよいかも知れない）

(7) その他お気づきの点

ヒアリング等を法務省が出てくれているのはありがたいですが、去年より大きく難化していると思いました。要求水準を毎年同じようにする配慮をもっていただけたら、と思います。

予想以上に時間の制約がつらい。

1回目の卒業後にすぐ受ける人が2回目、3回目受験者に知識面で競い負けたために落ちた、ということが生じないような工夫が、例年よりつよく前面に出てきていた。経済法と刑訴法以外はすべて、この傾向が見られた。新卒受験者が、2回目、3回目受験者よりも少数である状態が今後のスタンダードな状況となることから、この傾向はすすみこそすれ後退することは考えにくい。(※但書) そうすると、考えることの視点を提供するロースクールの授業の重要性が相対的に、上がることになると思われる。※但書＝受験生が、問題はむずかしすぎると批判しても試験委員は耳を傾けないが、ロースクール教員が批判をすると、影響を与えられると思われる。憲法はあまり今年は変わらず、刑法と会社法は学者が問題を批判していた (らしく) 、今年は大きく傾向がかわった。←根拠はあまりないのですが、素直な実感です。

五反田ＴＯＣでの受験でしたが、会場の机がもう少し広ければよいかとは思いました。机の間隔についても同様です。

減らすべき

2008年以前と2009年以降の問題に質の差があるにもかかわらず、事前にアナウンスを明確にしてないので、ふい打ちになりかねない。対応できない受験生が悪いといえばそれまでだが…

とにかく試験時間に対して、問題点が多すぎる。内容をもう少ししぼるか、試験時間を長くしてほしい。特に現場で考える時間が少なくなりすぎる。思考力を見たいなら時間を考えるか、細かい所は問題とならないような出題が必要、商法 (会社法) 、民法 (相続法) は問題設定が現実離れしすぎていて、日頃でも考えつかない事案となっている。民訴の[設問4]も、内容・設定共に問題があると思う。

現場思考の問題が多すぎると思われる。一昨年までの試験と明らかに民事系は異なっている。

問題文の量が多すぎる。

受験回数制限は、受験生にとって大変な重圧です。

刑事系の論文式試験は、毎年書くことが多すぎる気がする。憲法についても同様の傾向がある。

受験科目が多すぎる。試験時間が長すぎる。

年々オーソドックスな問題から難易度の高いものへなっていってる気がする。(論文は特に) 努力した者がむくわれるような試験にしてほしい。基本的な問題と応用的な問題のバランスを考えて欲しい (点数配分とか)

消費者法

医事法or医療過誤法、金融商品取引法、社会保障法、エンタメ法、地方自治法

昨年予備校に出題を当てられたから、明らかな政策的意図を感じた。一体3年間でどこまでやらなければならないのか。様々な分野の人材を3年間で合格させるという理念は全く感じられない。完全な「落とすための試験・合格者を減らすための口実」であったというのが大方の意見である。現場思考というのが、努力と応用力を試すレベルではなく、難しすぎるため結局知識。このような出題では、優秀な社会人を法曹へ…云々、という司法改革に一般人が懐疑的でも不思議はない。改革の矛盾をすべて弱者である学生に押し付けるのはやめて頂きたいと思う。

短答の民法と行政法が難しすぎる。択一試験はじゅう箱のすみをつつくような部分を出すべきでないと思う。一方で、行政法の論文問題はとても質が良かったと思う。未修者でも既修者と同じ土俵に立って答えられる設定だった。ああいう問題だと非常に公平だと思う。

短答式試験の比重を変えたり、試験科目の順序を入れ替えたりしているが、受験生サイドからみると、単に制度に振り回されているようにしか思えない。また、試験時間には制限があることを考慮した出題であるとは思えない。

問題に対して、時間が少ない。

今回の行政法の問題は地方自治法もやるべきというメッセージがあるようにも思える。これが誤解であるならば問題として適当ではない。刑訴では論点が多すぎるし、321条1項3号で片付いてしまうので、良問とはいえない。あてはめや評価が重要なら刑法のように論点を絞るべきである。

一年間ローを離れ、予備校の答練を中心に勉強しました。今年の●●はともかく、この一年で相当力がついたと思います。それと比較するとローの授業等で試験に役立ったものはほとんどありません。法曹になるための機会均等という点でも問題があり、法科大学院制度が早急に見直されるべきです。

本年は極めて適切な出題傾向のものである。試験委員に尊敬の念を感じざるを得ない。

自分は浜松町で受験をしたが、パイプ椅子と長机に木張りの床と、正直環境は最悪だった。模試でＴＯＣ有明を利用しており (今季の受験生もほぼ同様の環境で受けたと聞いている) 、そこと比較すると、少なからず不利な立場に立たされているなと感じざるを得なかった。具体的には肉体的な負担 (椅子は座布団なしで5日間耐えるのはきつい、長机と木張りの床が相まって隣の受験生の書き込みで机が揺れる) が大きく、先の括弧書き後半の事情から精神的にも集中力をそがれるという問題があった。会場確保の困難は承知の上だが、公平性に配慮してほしいところである。

問題量に比して時間が少ない。現場で考えた点を答案に反映させるためにはもう少し時間が必要である。原状であれば、問題の特殊性に気づかないままとめられた答案の方が高い評価になってしまう。

私自身は1回目の受験であるが) 今年の問題は，論文に関して言えば，かなり難易度が上がったと思う。というよりも，法科大学院・受験生の傾向からわざと「ずらした」出題にした感がある。ただし，現場で考える，基礎知識をうまく応用させる訓練を積んできた受験生は，適切な論述ができたのではないか。個人的な意見としても，問われていることには一応答えられたと思う。しかし，民事訴訟法の出題には大いに疑問がある。仮に不存在確認について聞きたいのであれば，もっと素直な出題ができたと考える。法的構成の比較にしても，それらの構成が当然の前提としている考え方自体に疑問を生じる余地があった。民訴については，出題が毎年複雑すぎる感がある。それ以外の科目については，個人的には難しかったが，新司法試験として適切なレヴェルであったと感じた。

現在の試験は不経済、不合理です。択一の結果は1日あれば出せるはず。あらかじめ上位何名択一合格か決めておけば遅くても1週間以内に通知できる。択一合格者のみ論文試験を受験できるようにすれば無駄に会場を確保する必要もなくなり、受験料も押さえられる。

いきなり傾向をかえるのは、やめてほしい。

ロースクールでの学者先生の授業の勉強は、役に立ちませんでした。これに対して実務家の方の授業は、目からウロコが落ちる程の良い授業でした。ロースクールというより、本人の能力に左右されると思いました。

現場思考問題を出すなら時間をもっと長くするべき。公法系・刑事系は融合問題にしないのであれば、4時間で一まとめにせず分けるべき。4時間問題は体力的にきつい。

1　受験会場について　(1)　千葉県に1会場設けるべき。東京にしか会場がないため、朝、通勤ラッシュで疲れる。電車のトラブルが生じやすい。　(2)　池袋・浜松町の会場の机が小さすぎる。膝が引っかかり、椅子を引いて座れない。これに対して、お台場の会場の机と椅子が良過ぎる。机が大きく、椅子が座りやすい。2　択一について　　民事系の時間が少なすぎる。問題を少なくするか、時間を延ばすか検討すべき。3　論文について　(1)　駒沢では、一切の答案作成の指導がなく、期末試験の講評もなきに等しかったため、答案の書き方が未だによく分からない。新司法試験は、一行問題でなく、参考答案を丸暗記するといった弊害がないため、試験委員は、参考答案例を示すべき。

(2)　試験問題は、問題文・資料が多く、問題を考える時間が足りない。瞬発力のある者を選抜する試験であれば別だが、考える能力のある者を選抜する試験であれば、試験時間を延ばすか、問題文・資料を減らすべき。

平成22年の論文式問題は、受験生が予想していた「ヤマ」(大学教員や司法試験予備校の出題予想含む)を意図的に外し、「受験生が具体の事案について、基本的知識(条文、制度趣旨)に基づき自分の頭で考えて、問題を解決することができるか」を問うものであったと考える。これは、新司法試験の問題の性質上当然であるが、今年は、特にその傾向が強くなったと感じた。　そのため、今年の論文式問題は、予備校の講座等を利用する者、勉強歴が長いため法律知識を他の受験生より多く有する者が特段有利になったとは考えにくい。むしろ、実際に生起しうるような事件(例えば、刑法、行政法の問題の事例は、法科大学院ではあまり熱心に教えられる分野ではないと考えられるが、実務上、問題になっている分野に関連する出題でないかと考える)に対する問題意識を有する受験生、又は、基本的知識を用いて事案に即して柔軟に問題の分析検討を行う能力の高い受験生が合格する問題であったと考える。　しかし、一受験生としては、全試験を終えた後、論文式試験に関して「合格者を意図的に増やしたくない口実を作るものではないか」という法務省の意図を感じた。受験生が普段あまり勉強していない箇所を出題すると、受験生の点数は、全体的に低迷する可能性がある。そして、採点の結果、「合格水準に達している受験生が当初の目安に満たない」という理由で、昨年同様、今年も最終合格者を低く抑えることが可能になるからである。確かに、あまりに学力の低い者でも新司法試験に合格でき、法曹になることは、合格者及び他の一般市民にとって有害と考える。しかし、普段の法科大学院での学習(授業・演習)が反映されない分野からの出題は、受験生の「法科大学院離れ」を加速させるものにほかならない。法科大学院のカリュキュラムの都合上、どうしても授業の対象から外し、院生の自学自習に頼らざるをえない分野がある。そのような分野から出題し、偶々、合格者の少ない法科大学院に対して「法科大学院教育が不十分」で廃校を促すことは、いかがなものかと思う。新司法試験の論文式問題に関しては、「受験生が具体の事案について、基本的知識に基づき自分の頭で考えて、問題を解決することができるか」を問う問題であると同時に、真面目に法科大学院で学習してきた受験生の努力が報われるような分野を中心とした出題であったほしいと切に願う。

民事訴訟法の問題(設問4)は、出題意図が非常にわかりにくかった。誰にとっての「短所」「長所」を答えればよいのか、理解に苦しんだ。今後は、出題意図が明確になるよう、出題の仕方を工夫していただきたい。

①昨年との比較:昨年より、事実認定・現場思考能力を重視する出題が多かった(特に、行政法、刑法)。これは既修者と未修者の合格率の乖離を是正する意図、すなわち知識の多寡のみで合否が決まることがないようにする配慮があると思われました。②受験回数制限:撤廃すべき。若い合格者を増やしたいのなら、卒業5年以内の合格枠と、5年超の合格枠を分離することなどで対応でき、受験自体を制限することは過剰規制ではないかと思います。③情報公開　:1)答案コピーの返却、2)設問ごとに獲得した素点の開示　を受験者の請求があった場合に認める制度を設けるべき。その理由は、1)受験者への便宜、2)試験運営公正の担保　です。

公法系の論文式は(特に憲法)、あまり実務で問題となることがないため、憲法だけでも論文試験を止めた方が良いのではないか。

トイレに行く許可に差別がありすぎる。

全体的に時間がなさすぎて、結局は何も考えず悩まない人が、暗記していることをはきだした答案が相対的に良い評価を受けることになりそう、回りの受験生の話を聞いても普段から、あまり考えずに書く人が、良くできたといっている。

短答に関しては、出題傾向がないことが傾向であると実感。例えば、内容に関しては公法では、1審、控訴審、最高裁の判例の細かい違いを重視したかと思うと、その傾向はなくなったり、対策に戸惑う。また難易度も例年異なっている。未修で知識が不足している者にとって点数配分のアンバランスさは運に左右されるようで納得いかない。組合せの一つが違って点が全くなかったり、一部配点されたり。一層のこと全問脚別がフェアだと思うことも。ある一定点数以上あれば論文試験も採点するという方式は、採点者の確保上、無理なのか。受験を重ねるごとに試験に対応した予備校の対策本が発行され、ある意味、自己学習しやすくなったが、またもや論点主義に走っているような気がする。

全くの未修で年齢がいっている私は法律を使って考えることは面白いと感じる一方、論点に関して即座にはきだすことは苦手である。様々な考え方から自己の主張を選ぶのにも時間がかかる。視力の低下と体力の低下により、読むスピードも書くスピードも若者より遅くなる。あの太くて重い六法をひくのも大変である(文字が大きいのは助かる)。予備校の模試では、全体に出来が悪いとき(論点が一般的ではない、一般の論点本には記載がないもの)は上位に位置し、全体の出来が良い時は下位に位置する。そんな私でも優秀答案に選ばれることもあるが、きまってコメントは「法律の基礎はあまりわかっていないようだが、よく考えている」とのこと。制限時間が短く、問題が多いと論点をはきだす訓練を積む必要がでてくる。また書くスピードが速く、決断力が速い者が有利となるような気がする。制限時間内で「法律をつかって考えさせる問題」が求められていると思うが、対応していないように感じる。今年は公法は、この意味で改善されていたと思う。3年間で短答と論文を完成させることは非常に難しい。様々なバックグラウンドをもつ者を法曹として活用とする当初の目的は、合格率の低さと試験そのものの欠陥と、景気の低迷により達成されていない。新司で初めて法律にふれた私は修了して法律の面白さと奥深さを実感している。新司の形式は社会経験のある未修者にとって有利だと思って参戦したが、むしろ旧司の方が形式的にも(二次、三次という仕組み、短答だけ集中、論文だけに集中できる)、体力的にも、内容的にも、試験の範囲(短答対象科目が少ない)にしても、向いていたような気がする。

基本的には、法科大学院で学習してきたことを発揮できれば十分に対応できると感じた。ただし、刑事系科目は時間的に厳しかったので、少し刑事系科目は論点数を減らしてもらえるとより深く考察した論述ができると感じた。また、司法試験委員会の方(バイト！？)は基本的にはうまく運営していたと思います。ただし、試験開始前に参考書等を見ることのできる時間がまちまちであったのでそのあたりは配慮がされるといいなと感じた。

特に、今年の民事系(論文、大大問)については、今までのロースクールで学んだことでは対応できないと感じました。予備校等も利用しましたが、全く役に立たなかった。短答はクリアできたと思うのですが、今年がダメなら、来年が最後の受験です。独学中心で、どのように勉強をすれば合格につながるのか、とても不安です。

全体として、試験委員が短答式試験、論文式試験のそれぞれで受験生のどのような力を試そうとしているのかについて、これまでのヒアリング等の内容と整合しないのではないかと思われる出題があった。具体的に言うと、まず短答式試験では、正確なあてはめができるかを問う問題が多かったように感じる。特に刑事訴訟法では、相当程度複雑なあてはめが問われていた。知識があってもあてはめができなければ話にならないから、短答式試験でもあてはめを問うことはあってよい。しかし短答式試験では限られた時間の中で次々に問題を解かなければならないのだから、あまり複雑なあてはめを問うべきではないと思う。以前のヒアリング等では、短答式で知識を、論文式で知識・理解・思考力・論述力を問うと述べられていたように思うが、そうであれば、短答式試験で問うあてはめは簡単なものにとどめ、複雑なあてはめは論文式試験で問えばよいのではないかと思う。次に論文式試験では、行政法で、多くの受験生が想定しなかったと思われる住民訴訟が出題された。誘導もついていたためすべての設問に関する知識がなくても解答は可能である。しかし、分野がマイナーで思考力を偏重した出題だったと言わざるを得ない。以前のヒアリング等では、行訴法の知識がある者はある程度解け、そうでない者は解けない点が問題視されていたが、だからといって大半の者が十分な知識を持たない分野を出題するのは好ましくない。逆に、行訴法、行政法総論（実体法）の分野については、大半の者が知識を有するのであるから知識では差がつかず、思考力の有無・程度で差をつけられると思う。これらの分野に関して知識が不足する者は、そもそも合格レベルに達していないと思うので、これらの分野に関する知識の有無で差がつくのは当然であろう。行訴法・実体法というメジャー分野からの出題でも思考力を測るという目的は達成できるのだから、マイナー分野から出題する必要はないと思う。受験生に無用の混乱と動揺をもたらすだけである。また民事訴訟法（特に民事系第2問設問4）でも、分野は既判力とメジャーなものであったが、きわめて高度な思考力を試す出題がなされた。これらの思考力偏重の出題は、さすがに行き過ぎではないかと感じた。

広島試験場が変更になり、試験場の環境が悪くなりました。計22時間半の試験でパイプ椅子はきついです。また、受験生数比におけるトイレの数が少なくなりました。本年は天候に恵まれましたが、試験場内と外気がシャッターでしか区切られていない上、床がコンクリートなので、雨が降ると湿気で床に泥水が浮くと思います。

問うべき知識は、法科大学院で学ぶことであり、書けないとすればそれは単純に勉強不足であるといわざるを得ない。しかし、今年の問題は、問うべき知識は適切であるにしても、やや問い方が例年の方針と乖離している科目が多く、周囲の受験生は、「勉強をした意味が無かった」と不満を漏らしていた（それは勉強方法が誤っているのではないか、とも思われるが、残念なことに、多くの受験生に当てはまるようである。）。憲法が自由権からの出題ではなかったため、多くの学生が面食らったように思う。行政法は、抗告訴訟の訴訟要件が全く問われず、やはり多くの学生が面食らったように思う。民法は、家族法からの出題には、やはり多くの学生が面食らったように思う。他方で、要件事実は極めて簡単な問題であり、ここでは差が付かないように思う。残りの問題は、不法行為における権利性の問題であり、やや理論的な問題に立ち入りすぎているような印象を受けた。一部が変わっているならば問題が無いが、全体として例年の方針と離れていたため、受験生としては、「勉強した甲斐が無かった」と感じる人が多いように思う。民事訴訟法は、理論的な面に入りすぎている。通説を批判する立場を詳しく論じさせる問題だったが、実務家登用試験として、そのような例外的なケースを大々的に論じさせることが適切なのか疑問がある。商法は、書く事が多かったが、適切な問題だったように思う。刑法は、各論の知識がほとんど問われず、多くの学生が面食らったように思われる。過失犯は実務上重要らしいので、これを聞くことに特段異論は無いが、総論だけからの出題というのはやや偏りがあるように思う。刑事訴訟法は、書くべきことが多かった印象があるが、適切な問題であったように思う。それぞれの科目を単独で見ると、不適切な問題であるとはいえないかもしれないが、全体として変わった問題が多かったため、結果的には今年の新司法試験は、やや例年と乖離しすぎてしまったという印象を受けた。

本年度は、昨年度に比べ、基本事項の習得、基本的な法的思考力が重要であるとの試験委員の意図が感じられた問題であったと思われる。

今年は例年と比較して、短答、論文とも傾向が異なり、驚きの連続でした。しかし内容自体はもっと法律の勉学が必要だと思わせるものであって、法律の奥深さを感じました。

中日があったのがありがたかった。2回目なのでが、法務省の人がいい人になっていた。前回はすごくおこられてるor注意されている人が多く、不安な緊張をさせられたがリラックスして受けられた。

現場での思考力とそのスピードを試す傾向がより強まったように思う。勉強期間の長さに比例して成績が上がるような正の相関関係には必ずしもならないのではないかと思えるような出題だったと思う。

今年で最後の受験でした。法科大学院での授業をもとに勉強すれば合格できる試験では全くなく、かつ合格率も受け控えや出願しない等を含めれば実質的に一割台でしょう。なのになぜ、合格率七割を前提にした回数制限という受験生の人生にとって重大な制限のみが残されて全く改善の議論もなされないのか。厳しい受験競争である以上、徐々に実力を上げていく側面もあります。現に私も今までで一番合格に近付けていると感じておりますし、短答の成績も今までで一番良く、実務家や合格者に論文を見てもらった評価や模試等での成績も上がっております。やっとここまでこれたのです。もし、今年だめであれば、どうやって生きていけばよいのか今から途方に暮れています。３０近くで職歴なし、公務員もほぼ受けられませんしこの時代に民間就職などないですし、行き場がありません。国は排除するだけして、あとは知らないということなんでしょうか。今までで合格まで時間がかかっても立派に実務をこなされている先生もいらっしゃるでしょうし、本人のためだとの意見もありますが多くの受験生は受験から排除されたらたいていまともな就職先はないです。何より合格に近いレベルにたどり着くまで多額の費用、時間、努力を投入してきておいて、それが生かせない職につくことを国によって強制されるのは本人のためと言えるはずはない。この合格率、厳しい競争の実態がある状況下で、三回落ちることが法曹としての資質を完全否定されるに値するほどの無能なことなのか。やっと、今までで一番合格レベルに近付けているのになぜ、もう受験ができないのか。激しい憤りと将来への重い不安を感じながら9月の発表を待っております。ぜひ、回数制限の遡及的撤廃などの改善がなされることを望みます。

名古屋を受験地とする倒産法の選択者は二年連続で名城大学ですが、名城大学は愛知大学と比べて試験を受ける環境が整っていないと思います。机はそこそこ広かったですが、斜めに傾斜しており、問題用紙や鉛筆等は置き方を工夫しないといけませんでした。また、一般の学生が外にいるという点もマイナスです。それから、多くの者が使用する名古屋駅からの交通の便という点でも良いとはいえません。名城大学よりも良い会場は探せないのでしょうか。また、会場を名城大学にするとしても、もう少し良い部屋はなかったのか検討する必要があったと思います。短答問題については、「法科大学院で学ばない条文や裁判例の知識だけを問う出題がどの程度ありましたか」という項目がありましたが、一つ一つの肢の大半は法科大学院の講義では学んでいません、関連する分野一般は学びましたが、細かい条文・知識は短答対策として自分でやりました。他の学校ではやっているところもあるのでしょうか。論文問題は、特に民法・民事訴訟法では設問の聞き方が何を聞いているのか分かりませんでした。もう少し工夫してもらいたいです。また、全科目で設問が多く事務処理能力が問われていると感じましたが、試験時間内にどの問題をどれだけ書くという判断や記述のスピードまで要求されると、受験対策の負担が多すぎると思います。受験生がどういう対策をとったら良いのか判断するため、ヒアリング等よりも具体的な形で試験委員が何を求めているのかを受験生に示してほしいです。　また、ヒアリングの公開が遅かったので、もっと早く公開してほしいです。

2回目の受験であるが、今回の問題は、ややひねった出題が多かったと感じた。正面から典型論点を聞くのではなく、やや特殊な状況で基本的な法律解釈を試そうとしているように感じた。

新司法試験は「考えさせる問題」を出題するということが、受けてみて考えている時間などほとんどない試験だった。書くべき論点が多すぎて、事務処理能力で大半が決まってしまう。それだけで良いのか疑問の残る出題だと思う。

初めて司法試験を受けてみたが、基本六法の基本的な知識を駆使し未知なる法律問題を解決する能力を試す問題としては、良問であったと思う。各科目を通じて、「将来実務家となって仕事をこなせる資質があるのか」というメッセージを感じた。

全体的に酷な問題が多かったように思う。じっくり考えさせることを主眼に置くのであれば，もう少し問題のボリュームを下げる，ないし意図を明確にすべきである。十分な思考の時間が確保できないのに，十分に考えて答案を書くことを要求するのは，ちょっと厳しいように感じた。択一試験は，基本的な知識をしっかりと身につけていることを見るということを主眼にするのであれば，問題の分量を増やした方がよいと思う。周辺法がどこまで範囲となっているのかなど，標準的なカリキュラム，テキストがない現状においては，今年度の問題は次年度に誤ったメッセージを与えることになるような気がする。

昨年よりは適切な難易度の試験になったと思う。

今年の論文試験では、現場思考が過度に重視されているにもかかわらず、設問に対して試験時間が短すぎる（特に、行政法、商法、刑法）。このため、出題趣旨にそって現場でじっくり考えて解答しようとすると、時間不足となってしまい、かえって十分な解答を論述することが困難になってしまう。その結果、じっくり考えて解答しようとした者よりも、深く考えずそれなりの解答をした者の方がよい点数となってしまう可能性が高いと思う。現場で考える問題を出題するならば、もっと設問の数を減らすか、試験時間を増やすべきだと思う。

部屋によっての試験管の対応が異なりすぎる。答案用紙への記入事項についての指示が遅い。

年々法理論重視型、多論点になっている。そのため、未修者は圧倒的に不利になっていると思う。

会場（名古屋大学）の環境が大変悪かった。体育館に近接していたため、部活動の声が非常にうるさく、特に択一の際に集中力を欠き、大変困った。会場選択にもっと慎重を期すよう要請してもらえると助かります。

今回、2日目以降の科目の順番が変わったが、前回までの方がやり易かったように思う。

司法試験科目数は多いと思う。受験生にとっては必須7科目と選択科目1科目でかなり多く、これらを試験委員の求めるレベルにまでもっていくのは無理があると思う。商法の設立や行政法の住民訴訟は担当教員が論述試験には出ないと発言していました。また、業務上過失致死罪もほとんど講義内で扱われませんでした。これらは他の法科大学院では試験対策として扱われているとしたら、法科大学院間でかなり情報の量・質や試験対策に格差があると思います。試験委員会を定期的に各法化大学院に派遣する等の格差を埋める必要があると思います。民法・民事訴訟法は全て講義・演習・起案等で一度も触れたことがないような問題でした。あのような問題でこれまでの勉強の成果を計られると思うと残念です。また、商法の短答の肢も今まで勉強してきても触れたことがないものばかりでした。憲法も短い事案の中で受給権・選挙権を問うもので、以前のような弁護士との会話のような誘導もなく法令違憲・適用違憲等、何を書いてよいのか、どの事実を使って欲しいのか分からない設問でした。また、憲法では事実がはっきり示されておらず、事実を使いにくい出題であったと思います。傾向が去年までと変わった点もあり、少なくても今までの勉強では憲法の設問には何をどう書くかに対応できませんでした。この点は受験生側のレベルの問題もあると思いますが、憲法は試験委員が想定しているレベルと実際の受験生のレベルは遠く、たまたま出題趣旨に沿う内容が書けた受験生に点がつくという運も必要な科目になっていると思います。以上の点は私の周りの受験生も感じた点で、試験後には「あのような問題なら、あと一年勉強してもできない」、「何を試験対策として勉強したらよいか分からない」、「今までの勉強の成果が全く発揮できない内容の問題だった」という感想が多数でした。東京や大阪等の合格者の多い地域の法科大学院や予備校ではあのような問題にも対応できるような対策をしているのでしょうか、私の周りは皆あのような問題の対策は行っておりませんでした。それなら、自分も予備校に通わないといけないのかと感じました。プレテストのような形で新司法試験とは別に全国の受験生（または各法化大学院）のレベルを計る試みが必要ではないかと思います。民事訴訟法・民法・憲法は出題の仕方が何を聞きたいのかほとんど分かりませんでした。この点は、行政法のように誘導を加えるか、法科大学院で授業や出題を行っている試験委員が検討するかした方が良いと思います。また、司法試験委員と受験生や法科大学院では方向性がかなり違うと感じたので、司法試験委員が受験生や各法科大学院の意見・実情を知る機会も必要だと思います。

民事訴訟法が他の試験科目と比較してかなり、異色でであると感じました。

論文試験において、各科目、なぜ奇をてらおうとするのか理解に苦しむ。典型的な問題や論点であっても、試験範囲の広範さゆえ、十分に差が出るであろうし、基本的知識が十分身についてるかこそが、法曹の世界に入ろうとする人間に求められているものではないのか。司法試験の問題は試験委員の試験問題の発表の場ではない。ところがそのように考えている者がいるのではないかと疑問を持たざるを得ない。

全体的に思考力重視の傾向が強まったと感じた。

本年度の試験は、現場思考方の問題が多く、また最低限の知識は必要という絶妙なバランスで、概ね良かったと思う。ただ、会社、刑事系、行政法と、分量が多かったと思う。特に、どちらから問題を解いたかで、有利・不利か顕著に出る程にバランスが悪かったと感じる。さらに、行政法は、住民訴訟+地自法の解釈と不意打ち的だったと思う。普通に抗告訴訟で個別法の解釈を聞いても、実力は測れるのではないかと思う。

受験会場によって監督員の指示がマチマチ、本当に平等にしたいのならば見直して下さい。（ex、ペンの替芯を机上に置いても良いと浜松町ではいっていたが、サンシャインでは禁止であった。）監督員の意識の低さも不満（ex、スズをならして歩く者、試験中に受験者の近くで話す者）

公法系がもっともバランスのとれた出題であるように感じた。民事系は少し実務に傾きすぎているように思う。刑事刑は拾うべき事実が多すぎる。論点も同様。全く時間が足りない。

だんだん受験予備校に行っていることが当然となってきている点に問題があると感じる。

択一も例年とかけ離れず、適切だった。論文も基本を大切にしている感じをうけ適切だったと思う。

論文式試験の商法・刑法・刑訴法は論点が多く、気づいていても時間がなくて書ききれない、もしくはもっと書きたいのに十分な論述をする間がないといった感をうけた。もう少し、考えたことを十分に表現できる時間が欲しいので、2時間で書ききれる程度の内容に論点を減らしてほしい。

消費者法

短答式については年々難度が増しているだけでなく、「ゼロ解答問題」や極めて細かい知識を問うもの等、旧試験の問題点がよみがえりつつある印象がある。論文式については、とにかく分量が多く、制限時間内に書ききるのは極めて困難である。熟考するひまなどない。基準や解答例が示されないのも問題。

中日に休みがあるが、短答と論文と頭を切り替えるという意味でも1回目と2回目の間に休みがあるとよいと思いました。

刑事政策

短時間に大量の処理を求める現行の試験の形式は結局受験巧者ばかりを利してしまい、そもそもそのような事情を身を以って知る機会の少ない「非」予備校生、地方学生にとっては圧倒的に不利益ではないかと思います。改善を切に望みます。

広島の会場で受験したのですが、会場までの利便性、施設等、前年度までのほうが良かったです。択一の日に、施設内で変な音がなってて、気になってしまったり、会場が広くアナウンスの声がわれてしまい、終了まで聞こえなかったりしました。是非、前の会場に戻してもらえるとありがたいです。
以前の年度と比較し、実務色が強くなったような気がした（行政法・刑法）
会場のハード面（机の状態や空調etc）に著しい差異があって、不公平を生じている点で改善した方がいいと思う。
広島会場の設備について、折畳式の机に2人が座るというものであったため、相手が字を書くたびに机が揺れて気になった。机1脚に1人が座るようにするか、せめて固定机に改めてもらいたい。
このように毎年受験生の裏をかくような出題が続くようでは、2回目、3回目の受験生が受け控えをしてもやむを得ないと思う。出題者は、5年で3回しか受験できない受験生の立場をちゃんと理解していないのではないだろうか。